

コスタリカのフリーゾーン制度

西澤 裕介

環境立国コスタリカ

中米地峡に位置するコスタリカは、環境問題への取り組みでよく知られる国だ。生物種の4.75%が生息する豊かな自然に恵まれ、国土の25%を国立公園や自然保護区に指定して開発を制限している。再生可能エネルギーの導入も進んでおり、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）によると、2014年は発電設備容量の79.4%、発電量の89.7%を、水力を中心とした再生可能エネルギーが占めている。さらに、二酸化炭素の排出量と吸収量をバランスさせて中立の状態とする「カーボン・ニュートラル」を2021年までに実現させるという国家目標まで打ち出している。

また、1983年に非武装中立を宣言、87年にオスカル・アリアス元大統領が、70年代から80年代まで続いた中米紛争の和平プロセスへの貢献により中米で初めてノーベル平和賞を受賞、常備軍を持たない、国連平和大学が本部を置くなど、平和への積極的な取り組みでも知られる。

高付加価値製品とサービスの輸出拠点

1997年に半導体製造大手の米インテルが同社初のラテンアメリカ（中南米）の製造拠点を設けたことで投資先として注目を集めた。米国から近く、時差も小さいことから、米国企業の進出が最も多いが、近年はコールセンターなどサービス分野にインド企業が進出するようになった。

投資環境の強みは、中南米諸国と比較して良好な治安、高い教育水準、政府系を除いて労働組合が弱いことなどだ。また、外貨規制はなく、2009年1月発効の米国・中米・ドミニカ共和国自由貿易協定（DR-CAFTA）の交渉を期に保険、通信など主だった外資制限業種が撤廃された。

一方、非効率な行政、硬直的な労働法、脆弱なインフラ、工員などワーカーの高い人件費が弱みだ。15年下半年期の工員の最低賃金（月額）は約600米ドル。隣国ニカラグアのフリーゾーンの労働者の最低賃金約150米ドルの4倍の水準である。かつてはコスタリカに繊維製品製造業が集積していたが、生産コストの上昇により、多くの企業がグアテマラ、ホンジュラス、

ニカラグアなど人件費の安い近隣国に移転した。

FTA ネットワークは、北米、中米諸国、カリブ諸国（CARICOM）、欧州連合（EU）、欧州自由貿易連合（EFTA）、太平洋同盟諸国（メキシコ、ペルー、チリ、コロンビア）、中国、シンガポールとFTAを締結しているが、今後の課題はメルコスールやアジア諸国とのFTAだ。アジアでは現在、韓国と交渉中である。

コスタリカにおける外国直接投資のキーワードは、「付加価値の高い製品、サービスの輸出」だ。教育水準の高いコスタリカでは、医療機器、コールセンターなど付加価値の高い製品やサービスを製造、輸出する企業の集積が進んでいる。米国のアウトソーシング分野専門のコンサルティング会社ソーロズが発表した「2015年版アウトソーシング・デスティネーション・トップ100」によると、コスタリカの首都サンホセは世界第11位、米州で第1位となっている。サンホセより上位にあるのは、インド6都市、フィリピン2都市、ポーランド、中国がそれぞれ1都市となっている。

コスタリカのフリーゾーン制度

(1) 補助金協定に対応した制度変更

コスタリカのフリーゾーン制度は、1981年の法律6695号により設けられたのが最初だが、現在のフリーゾーン制度は90年の法律7210号により規定されている。その後、後述するGATTの輸出補助金協定に対応するため、2010年の法律8794号により改正された。

フリーゾーン制度の適用企業は、法人所得税の減免など様々な税制特典を与えられる。ただし、倉庫・物流業は国内販売ができないため、外国から一時輸入した貨物を保管して国内や第3国へ再輸出するパナマのロン・フリーゾーンのようなオペレーションには向いていない。そのため、原材料を輸入して加工し、完成品を第3国へ輸出するオペレーションや外国の顧客やグループ会社にサービスを提供するコールセンター、バックオフィスが主流となっている。

10年11月以前は製造業の場合、製品の輸出がフリーゾーン制度の適用条件とされていた。しかし、GATTの補助金協定は輸出補助金を禁止しており、ドーハ閣僚宣言パラグラフ10.6に基づく小規模経済国

に認められる特別の延長手続により、コスタリカはフリーゾーン制度の輸出補助金の廃止期限を延長していた。07年8月、延長期限を6年後の13年とし、14年、15年を最終移行期間として以後は延長を認めないことで合意したため、フリーゾーン制度の見直しを迫られた。その後、10年12月の法改正により、輸出を必要としない製造業向けの新しい条件が設けられた。

なお、サービスの輸出は補助金協定の対象ではないため、コールセンターなど、サービスの輸出をフリーゾーン制度の適用を受けて行う場合は引き続き輸出が適用条件とされている。

コスタリカには、90年代から半導体など電気・電子機器製造業、コールセンターが集積しており、こうした企業の投資意欲を減退させないためにも輸出補助金の撤廃期限を前倒し、新たなフリーゾーン制度が導入されたのである。

15年7月時点で357社がフリーゾーン制度の適用を受けて操業している。14年の業種分布をみると、51%がコールセンターなどのサービス、11%が医療機器・精密機器、10%が電気・電子機器、7%が食品となっている。14年の外国直接投資受け入れ額（フロー）は21億590万米ドル、そのうちフリーゾーン向けは6億4270万ドルで、全体の30.5%を占めた。貿易についても、フリーゾーンからの財輸出は輸出額全体の50.9%、同じく財輸入は輸入額全体の19.6%を占めている。サービス輸出も、サービス輸出額全体の35.5%を占めた。コスタリカ経済においてフリーゾーンは重要な役割を果たしていると言えよう。

(2) フリーゾーン制度の概要

①適用対象となる事業

コスタリカのフリーゾーン制度では、適用対象となる事業の категорияが定められているため、事業内容がこのいずれかに該当する必要がある。事業カテゴリーは表1のとおりで、同一企業が複数のカテゴリーを選択することもできる。これらのカテゴリーの中で適用企業数が最も多いのは、c. サービス輸出企業の141社で、f. 製造企業の64社、a. 輸出型製造企業の53社と続く。輸出を条件とした製造業であるカテゴリーa. は2015年12月31日をもって廃止されるため、このカテゴリーの企業は他のカテゴリーを選択することになる。

カテゴリーf. には適用条件がいくつかある。まず、10年11月25日付けで官報公示された戦略分野に合致

している必要がある（表2）。ただし、後述する低開発地域に立地する場合はその必要はない。そのほか、戦略分野に合致していても、多国籍企業が中米域外で行っているような付加価値の高い生産活動に新規投資を行うことなどの条件がある。

適用企業数が最も多いc. サービス輸出企業は、コールセンター、バックオフィス、シェアードサービスセンター、ソフトウェアなど技術開発拠点だ。f. 製造企業は、医療機器、加工食品、電子部品を製造する企業が大部分を占める。a. 輸出型製造企業は、医療機器、加工食品、電子部品、金属製品などを製造する企業だ。

なお、鉱物資源の採掘、炭化水素の探鉱、武器の製造、流通、売電目的の発電事業者はフリーゾーン制度の適用対象外である。

表1 フリーゾーン制度の事業カテゴリー

カテゴリー	備考
a. 製品を製造、加工、処理、組み立て、輸出または再輸出する製造業者	2015年12月31日で適用終了。国内販売は売り上げの25%まで。
b. 伝統製品以外の製品を輸出または再輸出のため操作、再包装、再分配する流通業者	自社名義の貨物のみ。国内販売はできない。
c. 非居住者の法人、個人にサービスを提供するサービス輸出企業	フリーゾーン制度を利用する企業にサービスを提供する企業も対象となるが、これらの企業の輸出に直接関与するものでなければ認められない。国内販売は50%まで。
ch. 工業団地運営企業	サービス産業向けの工業団地は4,000㎡、複数の産業向けの場合は10,000㎡か12社が操業できるキャパシティが必要。
d. コスタリカの貿易及び産業、農工業の技術水準の改善に寄与する研究に従事する企業	
e. 船舶の建造、修理、保守のための造船所など運営する企業	
f. 輸出または輸出を目的としない製造、加工、組み立てをする企業	行政府が定める戦略分野に該当する企業であることなどの条件あり。国内販売に制限なし。

(出所) コスタリカ貿易振興機構 (PROCOMER)

表2 政府が定める戦略分野

1.	先端電子産業（コンピュータ及び印刷機器、マイクロプロセッサ、通信機器、集積回路、カソード管、音響機器など）
2.	先端電子部品
3.	医療機器、インプラント（人工補整器、歯科矯正器、視力検査器などを含む）及びこれらのための特殊な包装と容器
4.	自動車
5.	精密機械部品及び部分品
6.	航空・宇宙
7.	製薬・バイオテクノロジー
8.	再生可能エネルギー（太陽光パネル、ポリマーまたはその他の先端材料による電池、燃料電池、風力・水力タービン）
9.	自動化設備
10.	先端材料（ポリマー、バイオポリマー、超伝導体、ファイナセラミックスなど）

(出所) 2010年11月25日付官報

②立地場所と初期投資額

広域首都圏（GAMA）とそれ以外の地域、工業団地内と工業団地外のいずれに立地するかによって最低初期投資額、法人所得税率などが異なる（表3）。GAMAとは、首都サンホセを中心とする首都圏（GAM）にいくつかの周辺都市を加えた地域を指す。GAMA以外の地域は企業の立地が少ないため、それらの地域への投資を促すためにフリーゾーン制度の適用条件を緩和して恩典を手厚くしている。しかし、実際には多くの企業が従業員の確保が容易で物流の便が良いGAMAに立地している。この他、低開発地域が政令39764-PLAN号によって規定されており、低開発地域に立地する場合は先述のとおりカテゴリーfの適用条件が緩和される。

法人所得税の減免のほかに、立地場所に関わらずフリーゾーン制度の適用期間中に与えられる恩典として、生産設備、原材料、操業に必要な機材、梱包材などの輸入に係る諸税の免除、利益の海外送金にかかる所得税の免除、現地調達品にかかる販売税の免除がある。不動産税と市税は10年間免除される。

進む医療機器製造業の集積

コスタリカは、他の中南米諸国と同様、1980年代初頭に経済危機を迎えた。そのため、81年にフリーゾーン制度を、82年に投資誘致機関を創設し、輸出促進と投資誘致に力を入れ始めた。84年に米国が中米諸国、カリブ諸国原産品の関税を減免するカリブ海諸国経済復興支援構想（CBI）を導入、90年にコスタリカがGATTを批准すると、投資環境が徐々に整ってきた。90年代に入るとモトローラなど電気・電子機器製造業が進出、97年にはインテルが製造拠点を設け、翌98年に操業を開始した。また、90年にフリーゾーン制度が改正されてサービス輸出企業が適用対象になる

と、情報通信技術の向上も相まって、コールセンター、バックオフィスなどサービス分野への投資が拡大した。そして、2000年代半ばから現在にかけてはサービス分野に加えて医療機器製造業の進出が増加した。

最近では電気・電子機器製造業に撤退の動きがみられる。14年にはインテルがコスタリカの製造部門を閉鎖してアジアに移管し、電気・電子機器のフリーゾーンからの輸出額が大きく減少した。ただし、同社は研究開発部門、バックオフィス部門をコスタリカに残しており、事業を拡大している。

コールセンターは、コスタリカの教育水準が高く英語人材の確保が比較的容易なこと、米国との時差が小さいことから、米国向けにサービスを提供する企業が多い。ブラジル向けのサービスを手がける企業も出てきており、ポルトガル語人材の求人も増えている。バックオフィスやシェアードサービスセンターは米州拠点向けだ。

近年、最も企業集積が進んでいるのが医療機器製造業だ。医療機器向けの滅菌サービスや部品サプライヤーの進出が増えてコスタリカ国内でサプライチェーンができると、医療機器製造業への進出が増加した。エンジニアの件費の安さ、政府の積極的な誘致活動と進出後のサポートを評価する声も聞かれる。進出企業の大部分は米国企業だが、日本のテルモ傘下のマイクロベンションが13年に進出した。

今後、医療機器製造業の進出がインテル製造部門撤退の穴を埋めることが期待されている。15年1～10月のフリーゾーンからの輸出額は前年同期比25.1%減の37億8,900万ドル。輸出額に占める電気・電子機器の割合は14年の39.8%から11.2%へ大きく落ち込んだ。これに対して医療機器（含む精密機器）の輸出額は前年同期比22.7%増の17億9,600万ドルとなり、輸出額全体の47.4%を占めた。医療機器分野は進出企業数だ

表3 フリーゾーン制度適用企業の最低初期投資額と法人所得税率

	最低初期投資額		法人所得税率			
	工業団地内	工業団地外	カテゴリーf以外	カテゴリーf	戦略分野に該当し直接雇用100人以上	初期投資1,000万ドル以上、直接雇用100名以上の大規模プロジェクト
広域首都圏	15万米ドル	200万米ドル	8年間 0% 4年間 15%	8年間 6% 4年間 15%	8年間 6% 4年間 15%	8年間 0% 4年間 15%
広域首都圏外	10万米ドル	50万米ドル	12年間 0% 6年間 15%	6年間 0% 6年間 5% 6年間 15%	12年間 0% 6年間 15%	12年間 0% 6年間 15%

(注) 2016年の所得税率は、年間所得約20万ドル以上で30%。
(出所) コスタリカ貿易振興機構（PROCOMER）

けでなく、輸出先、輸出品目数も年々増加している。

日本関係企業もフリーゾーン制度の適用を受けてコスタリカで操業している。先述のマイクロベンションのほかに、ブリヂストン、富士通コンサルティング、マネックスグループ傘下のトレード・ステーションだ。ブリヂストンはコスタリカでタイヤ、エンジン用の免震ベルトを製造しているが、後者の製造会社のみフリーゾーンの適用を受けている。マイクロベンションは脳血管治療用コイルやステント（人体の管状の部分から内部から拡げる医療機器）の製造、富士通コンサルティングはコールセンター、トレード・ステーションはソフトウェア開発を行っている。

コスタリカの強みとフリーゾーン制度を活用して事業を展開する企業は年々増加している。小規模ゆえに市場としての魅力は乏しいが、高付加価値の製品やサービスの輸出拠点としてコスタリカのフリーゾーン制度を活用する余地はありそうだ。

(にしざわ ゆうすけ 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 海外調査部
米州課課長代理)

ラテンアメリカ参考図書案内



『ラテンアメリカの中小企業』

清水 達也、二宮 康史、星野妙子 アジア経済研究所 (アジ研選書)
2015年11月 166頁 2,100円+税 ISBN-978-4-258-29041-3

グローバル化にともなう産業構造転換にとまない、成長の担い手として従前の大企業主導型に代わるものとして中小企業の重要性が認識されるようになり期待が集まっている。中小企業には企業規模の不均一性、生産性格差、インフォーマル経済の存在などの課題がある。本書ではまずラテンアメリカでの中小企業の位置付け、4つの産業クラスターの事例を挙げ、その発展はネットワークを築いてグローバルバリューチェーンに参加し、生産性や付加価値を高めることの必要性を論じ、ラテンアメリカ特有の企業文化の影響を検討、各国の中小企業政策の意義、経緯、課題を指摘、最後にラテンアメリカで成長している中小企業像を製造業やサービスの7例によって紹介し、それらの成長に重要であった要素を挙げている。

ラテンアメリカの大企業や大規模同族企業について解説・分析した出版物は少なからずあるが、中小企業についての考察はほとんど無かった。今後日本から中小企業のラテンアメリカへの進出が増加すると見込まれているところ、そのパートナーとなる中小企業についてコンパクトながらよく整理された情報を提供する有用な論考集。

[桜井 敏浩]